

## 転出される町民の方へ

当町に在住中は、本町発展のためご苦労され誠にありがとうございました。  
については、新しい住所地にお着きになりましたら、下記の事項に注意し転入手続をしてください。

### 記

1. 新住所地の市区町村役場へ移転をした日から14日以内に、この「転出証明書」をつけて転入届をしてください。
2. 14日以内に「転入届」を行わない場合、5万円以下の過料に処されることもあります。
3. この転出証明書に記載してある転入地を変更して、別な住所に転入する場合でも、変更した市区町村役場にこの証明書を提出してください。
4. 転入届に次のものが必要です。
  - (イ) 転出証明書
  - (ロ) 印鑑
  - (ハ) 国民年金手帳（国民年金加入者のみ）
  - (ニ) 国民健康保険に加入しなければならない方はその旨を申し出てください。ただし、転入先の世帯に国民健康保険被保険者証がある場合はその被保険者証を提出してください。
  - (ホ) 通知カード（個人番号カードを所持してない方）
  - (ヘ) 個人番号カード又は住民基本台帳カード（交付を受けている方のみ）

## 個人番号カード交付申請について

1. 個人番号カードが交付申請済みの場合  
いったん交付申請は取り消されるため、転入後に再度転入先で交付申請をする必要があります。転入届を提出する際に、窓口で手続きをお願いいたします。
2. 申請無しの場合  
通知カードとともに送付された個人番号カード交付申請書は使用できません。転入先の窓口で発行する交付申請書用紙を使用して申請してください。

### 注意

転出証明書には、『住民票コード』と『個人番号』が記入されています。  
再発行は簡単にはできませんので、紛失しないようご注意ください。